



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 7月19日火曜日 第1677号

◇ 目 次 ◇ 告 示

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく改善計画の認定の申請において添付書類を省略するための書面の提出方法..... 761

土地改良区役員の就任の届出..... 761

土地改良区役員の就退任の届出（18件）..... 761

土地改良区役員の退任の届出（2件）..... 768

土地改良事業の工事完了の届出（2件）..... 768

建設業者の許可の取消し..... 768

道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）..... 769

公 告

地方税電子申告システム用機器の借入れ..... 769

愛媛県介護支援専門員実務研修受講試験の実施..... 770

農業振興地域の指定の全部改正（5件）..... 770

生産事業者講習会の開催..... 771

運転免許管理用電子計算システムの借入れ..... 771

指紋情報管理システムの借入れ..... 772

放置駐車違反対策関連中央システムの借入れ..... 773

A P R形移動用無線機の購入..... 774

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 775

任 免 辞 令

二宮 博志..... 775

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1424号

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号。以下「法」という。）第4条第1項又は第5条第1項の認定の申請において、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成3年通商産業省・労働省令第3号。以下「省令」という。）第1条第2項ただし書又は第2条第2項ただし書の規定に基づき申請書の添付書類の一部又は全部を省略しようとする場合に知事に提出しなければならない書面の提出方法を次のように定め、告示の日から施行する。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 法第4条第1項の認定を受けようとする事業協同組合等

又は中小企業者が省令第1条第2項ただし書の規定に基づき同項各号のいずれかの書類の添付を省略しようとするときは、同条第1項の申請書及びその写しと併せて、その省略しようとする書類に記載された事項を閲覧するために必要なホームページアドレス（使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符合又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものをいう。）を記載した書面を提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第5条第1項の認定を受けようとする事業協同組合等又は中小企業者が省令第2条第2項ただし書の規定に基づき同項各号の書類の添付を省略しようとする場合について準用する。

○愛媛県告示第1425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市馬木町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 中 弘 文	松山市馬木町68 - 2
"	野 本 剛 三	松山市馬木町155

○愛媛県告示第1426号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市松神子土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 繁	新居浜市松神子2丁目8 - 19

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 易 正 男	新居浜市松神子2丁目7 - 31

○愛媛県告示第1427号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市三芳土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	莖 田 元 近	西条市三芳947番地 2
"	松 木 正	西条市三芳2120番地
"	藤 原 靖 久	西条市三芳2061番地
"	高 松 好 和	西条市三芳2022番地
"	垂 水 波四郎	西条市三芳1986番地
"	内 藤 彊	西条市三芳1197番地
"	中 島 一 夫	西条市三芳1498番地
"	日和佐 廣 昭	西条市三芳1084番地
"	垂 水 司	西条市三芳1964番地
"	行 本 清	西条市三芳1688番地 2
"	行 本 堯	西条市三芳1619番地 2
"	近 藤 利 夫	西条市三芳1190番地
"	武 田 秋 義	西条市三芳204番地
"	渡 邊 信 義	西条市三芳1722番地 1
"	莖 田 常 秋	西条市三芳1980番地
監 事	青 野 道 男	西条市三芳1110番地
"	垂 水 實	西条市三芳917番地
"	豊 田 明 夫	西条市三芳2167番地 2
"	安 藤 治 見	西条市三芳1801番地12

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	莖 田 元 近	西条市三芳947番地 2
"	松 木 正	西条市三芳2120番地
"	藤 原 幸 雄	西条市三芳2061番地
"	高 松 好 和	西条市三芳2022番地
"	垂 水 波四郎	西条市三芳1986番地
"	内 藤 彊	西条市三芳1197番地
"	高 橋 清 忠	西条市三芳1666番地 1
"	日和佐 廣 昭	西条市三芳1084番地
"	垂 水 司	西条市三芳1964番地
"	行 本 清	西条市三芳1688番地 2
"	行 本 堯	西条市三芳1619番地 2
"	近 藤 利 夫	西条市三芳1190番地
"	武 田 秋 義	西条市三芳204番地
"	渡 邊 信 義	西条市三芳1722番地 1
"	莖 田 常 秋	西条市三芳1980番地
監 事	青 野 道 男	西条市三芳1110番地
"	垂 水 實	西条市三芳917番地
"	豊 田 明 夫	西条市三芳2167番地 2
"	安 藤 治 見	西条市三芳1801番地12

○愛媛県告示第1428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市吉岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 喜代晴	西条市広岡410番地
"	越 智 孟 也	西条市石延114番地
"	鎌 田 明	西条市安用出作150番地 1
"	越 智 市 郎	西条市安用甲745番地 1
"	宮 田 隆 司	西条市上市56番地
"	渡 部 雅 敏	西条市上市203番地
監 事	越 智 光 明	西条市安用甲291番地 1
"	大 西 利 明	西条市安用580番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 喜代晴	西条市広岡410番地
"	越 智 市 郎	西条市安用甲745番地 1
"	櫛 部 喜久雄	西条市上市甲590番地 1
"	越 智 孟 也	西条市石延114番地
"	鎌 田 明	西条市安用出作150番地 1
"	宮 田 隆 司	西条市上市56番地
監 事	大 西 利 明	西条市安用580番地
"	越 智 光 明	西条市安用甲291番地 1

○愛媛県告示第1429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市玉津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	星 加 金 次	西条市玉津246 - 2
"	越 智 良 和	西条市玉津324 - 2
"	川 上 広士良	西条市玉津404
"	越 智 敦	西条市玉津312
"	星 加 一 二	西条市玉津317
"	日 野 恒 利	西条市玉津311 - 1
監 事	越 智 敏 行	西条市玉津343 - 2
"	矢 野 一 夫	西条市玉津397

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	一 色 毅	西条市玉津314

"	星 加 信 市	西条市玉津318 - 7
"	白 木 雅 章	西条市玉津388 - 2
"	浅 木 讓	西条市玉津197
"	星 加 幹 樹	西条市玉津284 - 2
"	白 木 孝 明	西条市玉津281 - 1
監 事	矢 野 正 次	西条市玉津283
"	星 加 満 則	西条市玉津408

○愛媛県告示第1430号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、周桑郡小松町第三土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	戸 田 博 明	西条市小松町北川141番地 1
"	森 山 智 年	西条市小松町北川280番地 2
"	青 山 一 美	西条市小松町北川275番地 1
"	野 村 頼 夫	西条市小松町北川391番地 1
"	高 橋 康 夫	西条市小松町北川164番地 6
監 事	真 鍋 駒 次	西条市小松町北川283番地 2
"	三 村 康 行	西条市小松町北川228番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	戸 田 博 明	西条市小松町北川141番地 1
"	戸 田 時 唯	西条市小松町北川274番地 1
"	宇佐美 通 晴	西条市小松町北川383番地
"	高 橋 才 司	西条市小松町北川254番地
"	戸 田 登	西条市小松町北川176番地 2
監 事	真 鍋 駒 次	西条市小松町北川283番地 2
"	三 村 康 行	西条市小松町北川228番地

○愛媛県告示第1431号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、周桑郡小松町妙口北川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 重 信	西条市小松町妙口甲104番地
"	参 川 忠 男	西条市小松町妙口甲1546番地 2
"	塩 崎 進	西条市小松町妙口甲1623番地
"	村 上 好 典	西条市小松町妙口甲148番地 3
"	伊 藤 篤 志	西条市小松町妙口甲1486番地 2
"	今 井 章 雅	西条市小松町北川151番地 2

"	森 山 恭 二	西条市小松町北川269番地 1
"	佐 伯 嘉 友	西条市小松町南川甲161番地 3
監 事	今 井 勝 二	西条市小松町妙口甲1510番地
"	三 木 勇	西条市小松町北川211番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	参 川 忠 男	西条市小松町妙口甲1546番地 2
"	戸 田 邦 清	西条市小松町妙口甲1555番地 3
"	塩 崎 進	西条市小松町妙口甲1623番地
"	村 上 好 典	西条市小松町妙口甲148番地 3
"	戸 田 榮 助	西条市小松町妙口甲1534番地 3
"	戸 田 武	西条市小松町北川136番地 2
"	森 山 久 雄	西条市小松町北川269番地 1
"	青 野 克 之	西条市小松町妙口甲1150番地 1
監 事	今 井 勝 二	西条市小松町妙口甲1510番地
"	三 木 洋	西条市小松町北川378番地

○愛媛県告示第1432号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北方土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	北 下 長 義	東温市北方1253番地 1
"	石 谷 光 信	東温市北方1461番地 2
"	橋 本 政 雄	東温市北方2431番地 1
"	宇和川 輝 彦	東温市北方1760番地
"	佐 伯 優	東温市北方2706番地
"	渡 部 房 男	東温市北方2837番地 1
"	渡 部 一 敏	東温市北方281番地
"	松 本 康 良	東温市北方633番地
"	渡 部 慎 吉	東温市北方752番地
"	高須賀 良 蔵	東温市北方2411番地
"	桑 原 正 敏	東温市北方2912番地 3
"	松 本 順 一	東温市北方3187番地
"	弓 矢 英 明	東温市北方2234番地
監 事	宇和川 直 人	東温市北方816番地 3
"	松 本 利 雪	東温市北方717番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 健 介	東温市北方1753番地
"	佐 伯 優	東温市北方2706番地
"	寺 阪 亀 義	東温市北方2451番地 1
"	北 下 長 義	東温市北方1253番地 1
"	高須賀 良 蔵	東温市北方2411番地

"	成 川 耕 造	東温市北方2288番地
"	二 神 光 行	東温市北方1331番地
"	松 川 茂	東温市北方3035番地
"	江 戸 良 輔	東温市北方2835番地 2
"	松 本 康 良	東温市北方633番地
"	渡 部 慎 吉	東温市北方752番地
"	渡 部 信 生	東温市北方284番地
"	和 田 照 男	東温市北方3089番地
監 事	高須賀 英 隆	東温市北方890番地
"	花 山 晴 男	東温市北方2452番地

○愛媛県告示第1433号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市南方土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 中 光 躬	東温市南方577番地
"	越 智 義 正	東温市南方424番地
"	田野岡 幸 雄	東温市南方22番地
"	渡 部 泉	東温市南方171番地
"	渡 部 桂	東温市南方629番地 6
"	高 木 国 雄	東温市南方729番地
"	高須賀 正 博	東温市南方678番地
"	前 田 稔	東温市南方1446番地
"	近 藤 公 恵	東温市南方1643番地 1
"	高 須 公 義	東温市南方1348番地 1
"	松 木 良 彰	東温市南方1729番地
"	渡 部 時 夫	東温市南方1795番地 1
"	田井野 行 村	東温市南方1717番地
"	高 市 忠 勇	東温市南方2081番地
"	細 川 哲 雄	東温市南方2079番地
"	菅 野 久 則	東温市南方2528番地 2
"	渡 部 秀 男	東温市南方2480番地
"	渡 部 光 国	東温市南方2751番地
"	和 田 久 幸	東温市南方2705番地
"	桑 原 保太郎	東温市南方1206番地
監 事	細 川 義 文	東温市南方2400番地
"	高須賀 豊	東温市南方1480番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 中 光 躬	東温市南方577番地
"	渡 部 秀 男	東温市南方2480番地
"	田野岡 幸 雄	東温市南方22番地
"	越 智 義 正	東温市南方424番地 3
"	渡 部 泉	東温市南方171番地
"	渡 部 桂	東温市南方629番地 6
"	高 市 富 男	東温市南方2415番地

"	高 木 国 雄	東温市南方729番地
"	高須賀 正 博	東温市南方678番地
"	前 田 稔	東温市南方1446番地
"	首 藤 昌 計	東温市南方1032番地
"	近 藤 公 恵	東温市南方1643番地 1
"	高須賀 新	東温市南方1755番地
"	田井野 行 村	東温市南方1717番地
"	高須賀 司	東温市南方1730番地
"	宮 本 敏	東温市南方2073番地
"	菅 野 修	東温市南方2513番地 3
"	菅 野 正 文	東温市南方1190番地
"	和 田 雅 隆	東温市南方2717番地 1
"	和 田 計 之	東温市南方2716番地
監 事	渋 谷 宗 義	東温市南方252番地 2
"	渡 部 悦 也	東温市南方1816番地 2

○愛媛県告示第1434号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市奥松瀬川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	篠 森 清 一	東温市松瀬川416番地
"	篠 森 孝 典	東温市松瀬川1296番地 1
"	大 石 善太郎	東温市松瀬川2479番地
"	今 井 正 和	東温市松瀬川3540番地
"	渡 部 義 友	東温市松瀬川1086番地 1
"	森 頼 雄	東温市松瀬川3768番地
"	渡 部 正 助	東温市松瀬川2133番地 2
"	渡 部 宏 治	東温市松瀬川1342番地
監 事	花 山 光 重	東温市松瀬川76番地 9
"	今 井 義 則	東温市南方1408番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	篠 森 清 一	東温市松瀬川416番地
"	大 石 善太郎	東温市松瀬川2479番地
"	佐 伯 勝 彌	東温市松瀬川1083番地
"	今 井 正 和	東温市松瀬川3540番地
"	今 井 公 秋	東温市松瀬川1538番地 1
"	渡 部 正 助	東温市松瀬川2133番地 2
"	渡 部 宏 治	東温市松瀬川1342番地
"	橋 本 衛 陳	東温市松瀬川1191番地
監 事	花 山 光 重	東温市松瀬川76番地 9
"	今 井 義 則	東温市松瀬川1408番地

○愛媛県告示第1435号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定

により、東温市松瀬川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 岡 正	東温市松瀬川160番地
"	三津山 光 生	東温市松瀬川213番地
"	寺 田 利 重	東温市松瀬川477番地
"	仙 波 是 敏	東温市松瀬川673番地
"	酒 井 源 雄	東温市松瀬川236番地 5
"	高須賀 徹 彰	東温市松瀬川820番地
"	田野岡 敏 郎	東温市松瀬川1042番地 1
"	渡 部 政 近	東温市松瀬川1021番地28
"	加 藤 正 志	東温市松瀬川698番地 1
"	洪 谷 行 政	東温市南方130番地
監 事	三津山 保 生	東温市松瀬川207番地
"	仙 波 昭 一	東温市松瀬川508番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高須賀 恵三郎	東温市松瀬川199番地
"	仙 波 雄 昭	東温市松瀬川569番地
"	大 石 直 久	東温市松瀬川72番地
"	酒 井 源 雄	東温市松瀬川236番地 5
"	渡 部 敏 治	東温市松瀬川2813番地
"	寺 田 利 重	東温市松瀬川477番地
"	仙 波 是 敏	東温市松瀬川673番地
"	高須賀 徹 彰	東温市松瀬川820番地
"	田野岡 修	東温市松瀬川1024番地 2
"	渡 部 浩	東温市松瀬川984番地
監 事	大 石 哲 雄	東温市松瀬川856番地
"	田 井 勉	東温市松瀬川289番地

○愛媛県告示第1436号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市揚畑田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 泰 行	東温市北方1524番地
"	秋 山 稔	東温市北方1692番地
"	江 戸 秀 行	東温市北方1795番地
"	藤 井 謙	東温市北方1643番地
"	加 藤 克 己	東温市松瀬川82番地
監 事	伊 賀 崇 熙	東温市北方1744番地
"	花 山 茂 昭	東温市北方1745番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 泰 行	東温市北方1524番地
"	江 戸 秀 行	東温市北方1795番地
"	加 藤 克 己	東温市松瀬川82番地
"	秋 山 稔	東温市北方1692番地
"	藤 井 謙	東温市北方1643番地
監 事	伊 賀 崇 熙	東温市北方1744番地
"	花 山 茂 昭	東温市北方1745番地

○愛媛県告示第1437号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市吉久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 西 久 則	東温市吉久593番地
"	渡 部 眞 人	東温市吉久38番地 2
"	相 原 茂 則	東温市吉久131番地
"	高須賀 哲	東温市吉久214番地 2
"	相 原 茂 樹	東温市吉久2761番地 1
"	大 西 覚	東温市吉久412番地
監 事	古 田 克 徳	東温市吉久503番地
"	相 原 芳 典	東温市吉久23番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	相 原 芳 典	東温市吉久23番地
"	大 西 猛	東温市吉久135番地 1
"	大 西 和 重	東温市吉久555番地
"	大 西 栄 二	東温市吉久428番地 1
"	福 島 季 一	東温市吉久196番地 1
監 事	相 原 正 文	東温市吉久259番地
"	古 田 克 徳	東温市吉久503番地
"	相 原 茂 隆	東温市吉久194番地

○愛媛県告示第1438号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市西岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 賀 功	東温市西岡206番地
"	大 西 喜 良	東温市西岡454番地
"	和 田 一 馬	東温市西岡124番地
"	大 東 久 雄	東温市西岡984番地
"	長 田 武 彦	東温市西岡223番地
"	花 山 順 一	東温市西岡160番地
"	和 田 功	東温市西岡682番地
"	北 岡 保 史	東温市西岡748番地 3
"	岡 本 孝 弘	東温市西岡780番地
"	木 村 信 行	東温市西岡574番地
監 事	丹生谷 悟	東温市西岡874番地
"	伊 藤 卓 雄	東温市西岡66番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 西 喜 良	東温市西岡454番地
"	山 内 偉 雄	東温市西岡1368番地
"	大 東 正 雄	東温市西岡1068番地 2
"	松 下 通	東温市西岡65番地 1
"	和 田 義 正	東温市西岡136番地
"	和 田 健 治	東温市西岡176番地
"	大 西 勝 彦	東温市西岡870番地
"	丹生谷 則 篤	東温市西岡130番地
"	北 岡 傳	東温市西岡959番地
"	岡 本 夫 美 雄	東温市西岡784番地 2
監 事	松 本 弘 之	東温市西岡769番地
"	山 田 孝 文	東温市西岡147番地

○愛媛県告示第1439号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐 伯 清 美	東温市志津川645番地
"	佐 賀 功	東温市西岡206番地
"	和 田 隆 夫	東温市樋口833番地
"	森 省 三	東温市志津川514番地
"	武 智 昭 一	東温市志津川692番地
"	松 本 哲 郎	東温市志津川1868番地
"	氏 家 武 雄	東温市横河原184番地
"	高須賀 四 郎	東温市志津川813番地
"	大 西 時 男	東温市樋口1126番地 2
"	加 藤 幸 寿	東温市樋口86番地12
"	和 田 定 一	東温市樋口1251番地
"	岡 本 孝 弘	東温市西岡780番地
"	大 西 喜 良	東温市西岡454番地

"	花 山 順 一	東温市西岡160番地
監 事	伊 藤 正 夫	東温市志津川1822番地
"	寺 澤 房 和	東温市志津川113番地
"	和 田 久 弘	東温市樋口930番地
"	伊 藤 卓 雄	東温市西岡66番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 隆 夫	東温市樋口833番地
"	大 西 喜 良	東温市西岡454番地
"	佐 伯 清 美	東温市志津川645番地
"	和 田 吉 人	東温市志津川1469番地
"	高須賀 四 郎	東温市志津川813番地 2
"	氏 家 武 雄	東温市横河原184番地
"	渡 部 正 信	東温市志津川1298番地 2
"	松 本 哲 郎	東温市志津川1868番地
"	山 内 偉 雄	東温市西岡1368番地
"	和 田 義 正	東温市西岡136番地
"	和 田 健 治	東温市西岡176番地
"	和 田 定 一	東温市樋口1251番地
"	加 藤 幸 寿	東温市樋口86番地12
"	大 西 時 雄	東温市樋口1126番地 2
監 事	末 光 良 男	東温市志津川1417番地
"	末 光 榮 次 郎	東温市志津川611番地
"	和 田 久 弘	東温市志津川930番地
"	松 本 弘 之	東温市西岡769番地

○愛媛県告示第1440号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市北野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 見 和 政	東温市北野田230番地
"	牧 秀 宣	東温市北野田663番地
"	安 井 浩 二	東温市北野田152番地
"	東 倉 又 計	東温市北野田111番地 1
"	高 見 隆 雄	東温市北野田137番地
"	野 口 誠	東温市北野田162番地 1
"	松 田 宣 武	東温市北野田632番地
"	相 原 英 昭	東温市北野田833番地 2
"	八 塚 長 規	東温市北野田838番地
"	八 塚 利 治	東温市北野田778番地
監 事	相 原 秀 行	東温市北野田794番地
"	明 賀 英 樹	東温市北野田117番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	牧 秀 宣	東温市北野田663番地
"	高 見 和 政	東温市北野田230番地
"	東 倉 又 計	東温市北野田111番地 1
"	岡 田 武 範	東温市北野田319番地
"	野 口 誠	東温市北野田162番地 1
"	安 井 浩 二	東温市北野田152番地
"	相 原 宏 徳	東温市北野田652番地
"	松 田 宣 武	東温市北野田632番地
"	八 塚 長 規	東温市北野田838番地
"	八 塚 利 治	東温市北野田778番地
監 事	相 原 秀 行	東温市北野田794番地
"	明 賀 英 樹	東温市北野田117番地

○愛媛県告示第1441号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市南野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	明 賀 正 宏	東温市南野田330番地
"	樋 口 正 憲	東温市南野田342番地
"	桐 野 彰 紀	東温市南野田644番地
"	八 塚 勇	東温市南野田568番地 2
"	高 橋 幾 八	東温市南野田43番地
"	明 賀 利 保	東温市南野田254番地 2
"	大 西 秋 夫	東温市南野田289番地
"	佃 忠 明	東温市南野田723番地
"	伊 須 公 夫	東温市南野田613番地 3
"	桐 野 猛	東温市南野田632番地 3
"	平 岡 透	東温市南野田475番地
"	東 喜志雄	東温市北野田389番地 1
監 事	大 西 輝 美	東温市南野田160番地
"	束 村 良 正	東温市南野田168番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	束 村 賢 三	東温市南野田230番地 2
"	明 賀 正 宏	東温市南野田330番地
"	坂 本 武 義	東温市南野田283番地
"	大 川 正 敏	東温市南野田473番地
"	東 喜志雄	東温市北野田389番地 1
"	明 賀 功	東温市南野田538番地 3
"	高 橋 幾 八	東温市南野田43番地
"	樋 口 正 憲	東温市南野田342番地
"	大 川 宣 敏	東温市南野田610番地 3
"	明 賀 優	東温市南野田265番地
"	佃 忠 明	東温市南野田723番地

"	桐 野 彰 紀	東温市南野田644番地
監 事	大 西 輝 美	東温市南野田160番地
"	束 村 正 嗣	東温市南野田231番地

○愛媛県告示第1442号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市志津川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐 伯 清 美	東温市志津川645番地
"	高須賀 四 郎	東温市志津川813番地 2
"	氏 家 武 雄	東温市横河原184番地
"	森 省 三	東温市志津川514番地
"	豊 田 守 重	東温市志津川527番地 1
"	高 塚 三 郎	東温市志津川583番地
"	武 智 昭 一	東温市志津川692番地
"	山 内 國 義	東温市志津川1259番地
"	露 口 博 臣	東温市志津川1525番地
"	和 田 定 良	東温市志津川1423番地
"	木 村 一 正	東温市志津川1370番地
"	朝 倉 光 浩	東温市志津川1721番地
"	松 本 哲 郎	東温市志津川1868番地
監 事	寺 澤 房 和	東温市志津川507番地 1
"	伊 藤 正 夫	東温市志津川1822番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐 伯 清 美	東温市志津川645番地
"	渡 部 正 信	東温市志津川1298番地 2
"	高須賀 四 郎	東温市志津川813番地 2
"	氏 家 武 雄	東温市横河原184番地
"	和 田 吉 人	東温市志津川1469番地 1
"	森 省 三	東温市志津川514番地
"	高 塚 三 郎	東温市志津川583番地 1
"	武 智 昭 一	東温市志津川692番地
"	宮 倉 忠 徳	東温市志津川1531番地
"	松 本 哲 郎	東温市志津川1868番地
"	伊 藤 正 夫	東温市志津川1822番地
"	浅 倉 光 浩	東温市志津川1721番地 2
"	水 田 康 雄	東温市志津川1394番地 3
監 事	末 光 良 男	東温市志津川1417番地
"	末 光 榮次郎	東温市志津川611番地

○愛媛県告示第1443号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市牛淵上井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 西 良 孝	東温市牛湫763番地 1
"	大 北 英 彦	東温市牛湫1394番地 2
"	大 西 茂 徳	東温市牛湫573番地
"	高須賀 明	東温市牛湫1296番地
"	大 北 守	東温市牛湫1451番地
"	井 門 恒	東温市牛湫663番地
"	大 北 正 明	東温市牛湫1502番地
"	大 北 英 明	東温市牛湫1300番地
"	大 北 吉 直	東温市牛湫574番地
"	戒 能 久 志	東温市牛湫1459番地 3
監 事	大 北 平 太	東温市牛湫1531番地 1
"	八 木 里 美	東温市牛湫773番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 北 守	東温市牛湫1451番地
"	大 西 良 孝	東温市牛湫763番地 1
"	大 西 茂 徳	東温市牛湫573番地
"	井 門 恒	東温市牛湫663番地
"	大 北 正 明	東温市牛湫1502番地
"	高須賀 明	東温市牛湫1296番地
"	安 井 務	東温市牛湫588番地 1
"	大 北 英 明	東温市牛湫1300番地
"	由 井 昂	東温市牛湫1555番地
"	戒 能 久 志	東温市牛湫1459番地 3
監 事	大 北 平 太	東温市牛湫1531番地 1
"	八 木 里 美	東温市牛湫773番地

○愛媛県告示第1444号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、今治市蒼社川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1448号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 12) 第14684号	平成13年 1月15日	(有)松本組	松本 龍次	大洲市柚木482 - 4	平成17年 6月3日	大工工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14) 第9594号	平成14年 9月3日	昭和建設(株)	水田 勝也	今治市菊間町浜210 - 2	平成17年 6月15日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 16) 第14379号	平成16年 10月19日	井上建設	井上敏壽美	伊予郡松前町大字出作 808 - 6	平成17年 6月15日	建築工事業	建設業の廃止

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 敏	今治市松木293番地

○愛媛県告示第1445号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、一本松町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	菊 地 信 武	愛南町増田5385番地

○愛媛県告示第1466号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
団体営農道整備事業	成畑地区	平成17年 3月22日

○愛媛県告示第1447号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	東大洲地区	平成17年 3月25日

(般 - 12 第14557号)	平成12年7月27日	(有)柏原建設	柏原 義弘	八幡浜市1536 - 8	平成17年6月15日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第2939号)	平成12年7月28日	(株)美川建設	西山 公彦	上浮穴郡久万高原町日野浦836	平成17年6月16日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(般 - 13 第10402号)	平成14年1月16日	(株)せとうち総業	鴨川 敬彦	今治市東村南1 - 8 - 43	平成17年6月20日	土木工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般 - 14 第6823号)	平成14年8月6日	亀田工業	亀田 學	今治市宮下町3 - 甲1536	平成17年6月22日	左官工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第12233号)	平成13年4月20日	伊予設備	荒木 章	南宇和郡愛南町御荘長洲1345 - 4	平成17年6月23日	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般 - 12 第3443号)	平成12年8月31日	今村工務店	今村 隆夫	西予市城川高野子4284 - 1	平成17年6月24日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 14 第1876号)	平成14年10月31日	伊藤索道工業(株)	伊藤榮二郎	西条市下島山甲2504 - 5	平成17年6月29日	土木工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1449号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市小松町新屋敷三ノ坪甲1052番1地先から 同町新屋敷数字白坪甲1032番4まで	旧	メートル 8.8~12.5	キロメートル 0.179	
			新	8.8~12.5 11.4~44.5	0.179 0.211	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

地方税電子申告システム用機器の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

地方税電子申告システム用機器一式(ハードウェア一式、ソフトウェア一式、保守一式、搬入、設置、配線、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び入札仕様書による。

(4) 借入期間

平成17年10月1日から平成22年9月30日まで

(5) 借入場所

入札仕様書による。

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事

業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「レンタル・リース」について平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国または地方公共団体において、本入札案件または類似したシステムの調達及び構築の実績があること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局税務課オンライン管理係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)941 2111 内線2205

- (2) 入札書の受領期限

平成17年8月31日(水)午後2時

- (3) 入札説明書の交付方法

平成17年7月19日（火）から8月30日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ）に(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成17年8月31日（水）午後2時
愛媛県庁第2別館5階第3会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 申請書の受付期間

平成17年7月19日（火）から8月2日（火）の執務時間中

イ 受付場所

3の(1)

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Local Tax electronic declaration System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 P.M ., 31 August 2005
- (3) For further information please contact: Tax Online Management Section ,Tax Affairs Division , Administrative Subdepartment ,General Affairs Department ,Ehime Prefectural Government ,4 4 2 Ichibancho ,Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan Tel 089 912 2205

○公 告

愛媛県介護支援専門員実務研修受講試験の実施について

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2第1項に規定する平成17年度愛媛県介護支援専門員実務研修受

講試験を次のとおり実施する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 試験の日時

平成17年10月23日（日）午前10時

2 試験の場所

次に掲げる場所のうちから、受験者ごとに指定する。

- (1) 松山市文京町4番地2 松山大学
- (2) 松山市久万ノ台112番地 愛媛県立松山盲学校

3 受験申込書の提出期間

平成17年8月16日（火）から29日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験申込書の請求先

- (1) 愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課
- (2) 各地方局健康福祉環境部地域福祉課

5 受験申込書の提出先

〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課
電話番号 089 912 2432

○公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき、松山市に係る農業振興地域を指定したので、農業振興地域の指定（北条市）（昭和47年1月11日付け公告）、農業振興地域の指定（松山市）（昭和48年3月27日付け公告）及び農業振興地域の指定（中島町）（昭和48年3月27日付け公告）の全部を次のように改正する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 名称

松山地域

2 区域

松山市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化区域、松山広域都市計画公園7・5・4（湧ヶ淵公園）及び松山広域都市計画公園9・6・1（愛媛県営総合運動公園）、自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園の第1種特別地域、愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の県立自然公園の特別地域の一部、港湾法（昭和25年法律第218号）の港湾隣接地域、松山空港、市営住宅三光団地、安居島の区域、高浜町、浅海原、北条辻、小浜、神浦、吉木、畑里、中島栗井、上怒和、元怒和、津和地及び二神の区域の一部並びに農用地等として利用できない森林）を除いた区域

（図面省略）

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県松山地方局に備え置いて縦覧に供する。

○公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき、砥部町に係る農業振興地域を

指定したので、農業振興地域の指定（砥部町）（昭和48年3月27日付け公告）及び農業振興地域の指定（広田村）（昭和48年9月18日付け公告）の全部を次のように改正する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 名称
砥部地域
- 2 区域
砥部町のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化区域、松山広域都市計画公園9・6・1（愛媛県営総合運動公園）及び農用地等として利用できない森林）を除いた区域
（図面省略）
その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県松山地方局に備え置いて縦覧に供する。

○公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき、大洲市に係る農業振興地域を指定したので、農業振興地域の指定（大洲市）（昭和45年3月31日付け公告）、農業振興地域の指定（長浜町）（昭和45年3月31日付け公告）、農業振興地域の指定（肱川町）（昭和46年2月16日付け公告）及び農業振興地域の指定（河辺村）（昭和47年1月11日付け公告）の全部を次のように改正する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 名称
大洲地域
- 2 区域
大洲市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の用途地域、臨港地区及び長浜都市計画公園1（吉吉公園）、自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園の特別地域、愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の県立自然公園の特別地域の一部、港湾法（昭和25年法律第218号）の港湾隣接地域、長浜町青島、長浜町晴海及び長浜町拓海の区域、長浜町仁久、長浜、長浜町黒田及び長浜町沖浦の区域の一部並びに農用地等として利用できない森林）を除いた区域
（図面省略）
その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県八幡浜地方局に備え置いて縦覧に供する。

○公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき、内子町に係る農業振興地域を指定したので、農業振興地域の指定（内子町）（昭和47年1月11日付け公告）、農業振興地域の指定（五十崎町）（昭和47年1月11日付け公告）及び農業振興地域の指定（小田町）（昭和48年9月18日付け公告）の全部を次のように改正する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 名称
内子地域
- 2 区域
内子町のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の用途地域、愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の県立自然公園の特別地域及び農用地等として利用できない森林）を除いた区域
（図面省略）
その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県八幡浜地方局に備え置いて縦覧に供する。

○公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき、鬼北町に係る農業振興地域を指定したので、農業振興地域の指定（広見町）（昭和45年3月31日付け公告）及び農業振興地域の指定（日吉村）（昭和47年11月14日付け公告）の全部を次のように改正する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 名称
鬼北地域
- 2 区域
鬼北町のうち、次の図面の赤色で着色した部分（大字近永の区域、大字出目の区域の一部及び農用地等として利用できない森林）を除いた区域
（図面省略）
その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県宇和島地方局に備え置いて縦覧に供する。

○公 告

生産事業者講習会の開催について

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、生産事業者講習会を次のとおり行う。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 開催の日時
平成17年8月19日（金） 9時
- 2 開催の場所
上浮穴郡久万高原町菅生
愛媛県林業技術センター展示研修施設研修室
- 3 受験申込期限
平成17年8月16日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものは、受け付ける。
- 4 受験申込書の請求先及び提出先
住所を所管する地方局森林林業課若しくは農林水産部森林局森林整備課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
運転免許管理用電子計算システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
運転免許管理用電子計算システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成18年 1月 1日から平成22年12月31日まで
- (5) 借入場所
愛媛県運転免許センターほか
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話（089）934 0110 内線2231
- (2) 入札書の受領期限
平成17年 8月29日（月）午後1時30分
- (3) 入札説明書の交付方法
（1）に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成17年 8月29日（月）午後1時30分
愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased:
The electronic calculation system for management of driver's license , 1 Set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m. , 29 August , 2005
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110 Ext 2231

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
指紋情報管理システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
指紋情報管理システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成18年 1月 1日から平成22年12月31日まで
- (5) 借入場所
愛媛県警察本部ほか
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話（089）934 0110 内線2231

- (2) 入札書の受領期限
平成17年8月29日（月）午後2時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成17年8月29日（月）午後2時00分
愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Fingerprint information management system, 1 Set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 29 August, 2005
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110 Ext 2231

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年7月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
放置駐車違反対策関連中央システムの借入れ
 - (2) 借入物品名及び数量
放置駐車違反対策関連中央システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
 - (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 借入期間
平成18年2月1日から平成23年1月31日まで
 - (5) 借入場所
愛媛県警察本部
 - (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ## 2 入札に参加する者に必要な資格
- 知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2
電話 (089)934 0110 内線2231
- (2) 入札書の受領期限
平成17年 8月29日(月)午後 2時30分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成17年 8月29日(月)午後 2時30分
愛媛県警察本部 第一会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased:
A central system for an anti parking violation measure ,
1 Set
- (2) Time limit of tender: 2:30 p.m. , 29 August , 2005
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573

Japan
TEL 089 934 0110 Ext 2231

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年 7月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
A P R 形移動用無線機の購入
- (2) 購入物品名及び数量
A P R 形移動用無線機 (A P R - M L 1) 151 式
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成18年 2月24日
- (5) 納入場所
愛媛県警察本部
- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」について平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2
電話 (089)934 0110 内線2232
- (2) 入札書の受領期限
平成17年 8月29日(月)午後 3時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成17年 8月29日(月)午後 3時00分
愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Portable APR radio 151 Units
- (2) Time limit of tender: 3:00 p.m., 29 August, 2005
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790-8573 Japan
TEL 089-934-0110 Ext 2232

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7-1012

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月19日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）の一部を次のように改正する。

別表第20 1 大学卒の部中五 大学4卒の項を六 大学4卒の項とし、四 大学専攻科卒の項を五 大学専攻科卒の項とし、三 大学6卒の項を四 大学6卒の項とし、二 修士課程修了の項の次に次のように加える。

三 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
-------------	--------------------------

別表第22修士課程修了の項の次に次のように加える。

専門職学位課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
-----------	-----	------	------	------	------

別表第29から別表第31までの規定中「修士課程修了」を「
修士課程修了
専門職学位課程修了」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

任 免 辞 令

○任免辞令

6月19日

愛媛県事務吏員 二 宮 博 志

死亡

